

ちよつと待って！



その野焼き、 届け出が必要です。

農林業を営む際に社会通念上やむを得ないと考えられる範囲内で行われる焼却であっても、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」として、渡嘉敷村火災予防条例第45条第1項に基づき、事前に渡嘉敷村長（村役場 総務課）まで届け出なければなりません。

※届け出は、村が焼却行為等の実施状況を把握するためのものであり、届け出をしたからといって他の人が迷惑や危険に感じるような焼却行為を行ってよいわけではありません。周囲への十分な配慮をお願い致します。

野外焼却(野焼き)をする場合の注意点

農林業を営むためであっても、他の人に不快な思い、迷惑をかけるような焼却行為はしてはいけません。

焼却行為を行う場合は、次のことに注意してください。

- 監視人を必ず置き、その場を離れない。終わった後は消火の再確認をすること。
- 周辺住民・農家に事前に野焼きすることを周知し、迷惑にならないように風向きを考慮すること。気象の変化に十分注意し、危険と思われるときは速やかに中止すること。
- 強風時や乾燥注意報・警報等が発令された場合は焼却はせず、日程の変更を渡嘉敷村役場 総務課までご連絡下さい。
- 刈草等は十分に乾燥させ、焼却は堆肥等にするための必要最小限の量とすること。一度に大量に燃やさないこと。
- 一緒に家庭ごみや、プラスチック、ビニール類を燃やさないこと。ダイオキシン類が発生する場合があります大変危険です。

☆届出の有無にかかわらず、煙や異臭等によって周辺から苦情が出た場合や、気象状況により中止していただく場合があります。

廃棄物焼却の原則禁止について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則として野焼きは禁止です。違反すると罰則の対象になりますのでご注意ください。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条」 …五年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

* * * * *

野焼きの届け出に関するお問い合わせ 総務課 (098-987-2321)

農業に関するお問い合わせ 観光産業課 振興係 (098-987-2323)